

平成 30 年 12 月 7 日
関電サービス株式会社

一般用電気工作物の定期調査業務における不適切な処理について

今般、中部電力株式会社管内の一般用電気工作物の定期調査業務を行っている一部の登録調査機関において、不適切な処理を行っていたことが判明したことから、中部近畿産業保安監督部より、当社に対し、同様の処理が行われていないかを確認し、報告するよう指示がありました。(H30 年 11 月 15 日)

この指示に基づき、当社が調査した結果、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県の各府県の一部地域で、同様の不適切な処理が 7 1 1 棟行われていたことが判明しました。

(不適切な処理の内容)

集合住宅の共用部分（エレベーター、ポンプ等）の定期調査は、本来は管理会社さま等に停電をお願いして絶縁抵抗測定を行います。この測定値が 1.0 mA を超過した場合は、停電を伴う絶縁抵抗測定が必要である旨をお客さまに通知しなければなりません。一部の調査において、測定値が 1.0 mA を超過していても数mA 以下である場合には、安全上問題ないものと判断し、測定値を 1.0 mA 以下と記録して、お客さまへの通知を怠っていました。

現時点において、直ちに感電や漏電による火災の危険はないものと考えていますが、本件の対象となるお客さまにつきましては、速やかに再調査を行い、その結果をお客さまにお知らせいたします。

今後、このような事象を起こさぬよう、再発防止を徹底し、適正な業務処理に努めてまいります。

このたびは、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上

【参考】

(一般用電気工作物の定期調査)

電気事業法第 57 条および第 57 条の 2 の規程に基づき、一般のご家庭などのお客さま設備の健全性（漏電に有無等）を、4 年に 1 度、定期的に調査するものです。

当社は関西電力株式会社様からの委託により、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の各府県の一部のお客さまを対象に定期調査業務を実施しています。

※一般用電気工作物とは、比較的電圧が小さく安全性の高い電気工作物をいいます。

(例) 一般家庭、商店、コンビニ、小規模事業所等の屋内配線、一般家庭用太陽光発電

[経済産業省ホームページより抜粋]

※関係法令（電気事業法 第 57 条および第 57 条の 2）

(調査の義務)

第 57 条 一般用電気工作物において使用する電気を供給する者（以下この条、次条及び第 89 条において「電気供給者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気を使用する一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 電気供給者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、電気供給者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その電気供給者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 電気供給者は、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第二項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(調査業務の委託)

第 57 条の 2 電気供給者は、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、その電気供給者が供給する電気を使用する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

2 電気供給者は、前項の規定により登録調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

3 前条第一項の規定は、電気供給者が第一項の規定により登録調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。